明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一一一）　一
○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（同一一二）　二
〔告　示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務三五二）　四
○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（厚生労働三七七）　六
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一三〇九）　九
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第十六条第一項の規定に基づき、採捕の数量等の報告者及び漁獲努力量等の報告者の使用に係る入出力装置を指定する件の一部を改正する件（同一三一〇）　一四
○公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定めた件（国土交通九二一）　一五
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定めた件（同九二二）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構　二〇
平成二十五年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事完了、弁理士登録関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二七
会社その他
会社決算公告　三〇

省令

○厚生労働省令第百十一号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の施行に伴い、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の二第三項及び第六項並びに第百十条並びに日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第三十八条第五項第三号チ及び第五十六条の規定に基づき、国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の四第一項中「による申請」の下に「（法第百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人（以下「学生納付特例事務法人」という。）が同項の規定に基づき学生等である被保険者（以下この条から第七十七条の四の三までにおいて「学生等被保険者」という。）の委託を受けて行う当該学生等被保険者に係る法第九十条の三第一項の規定による申請を除く。第三項において同じ。）」を加え、「同項」を「法第九十条の三第一項」に改め、同条第三項中「学生等である被保険者」を「学生等被保険者」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（学生等の保険料納付の特例に係る申請の委託の方法）

第七十七条の四の二　学生等被保険者が、法第百九条の二第一項の規定により法第九十条の三第一項の規定による申請（以下この条及び次条において「学生納付特例申請」という。）を学生納付特例事務法人に委託するときは、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に、同条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる書類を添えて、これを当該学生納付特例事務法人に提出しなければならない。

2　学生納付特例事務法人は、法第百九条の二第一項の規定に基づき、学生等被保険者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保険者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　学生納付特例事務法人の名称及び当該学生納付特例事務法人が学生納付特例申請の委託を受けた旨

二　前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項

三　学生納付特例申請を委託された年月日